

## 質問書への回答事項

No	募集要項・仕様書の項目	質問内容
7	仕様書別表 8 ポスターのデザイン、印刷 及び配布等	<p>N0.4の質問回答で、 「想定される施設の管理者へ事前確認のうえ企画提案をお願いいたします。」とありますが、提案事業者全てが施設の管理者に事前確認の連絡をしたら、迷惑を掛けてしまいます。通常は決定後に、受託会社より正式な依頼文書を持ってお願いしないといけないものです。</p> <p>それでも、事前確認のうえ企画提案をしないといけないのであれば、県が事前確認を推奨していることになりましたが大丈夫でしょうか？</p>
回答		
<p>作成したポスターを最大限効果的に活用するため、企画提案後に掲示施設数の大幅な減少がないよう、掲示可能かどうかの事前確認をお願いしております。</p> <p>なお、事前確認の方法、程度等については各事業者においてご検討いただきますようお願いいたします。</p>		